

No. 149(2016/3)

Google Books 事件控訴審判決

弁護士 曾根 翼

第1 事案の概要

本件では、ニューヨーク南部連邦裁判所の2013年11月14日付け判決¹の控訴審に関する、第2巡回区控訴裁判所による2015年10月16日付け判決である。Googleによる著作物の利用行為がフェアユース（アメリカ著作権法107条）に該当するか否かが争われた。

全14ページ； 以下目次のみ

- 1 原告（控訴人）
- 2 被告（被控訴人）
- 3 Google Books と Google Library Project
- 4 手続きの経緯

第2 原審判決（ニューヨーク南部連邦裁判所）²

- 1 フェアユース総論
- 2 第1要素（使用の目的及び性質）
- 3 第2要素（著作物の性質）
- 4 第3要素（利用された部分の量と実質性）
- 5 第4要素（原著作物の潜在的市場又は価値に与える影響）

第3 控訴審判決（第2巡回区控訴裁判所）

- 1 フェアユースについて
- 2 第1要素（使用の目的及び性質）
- 3 第2要素（著作物の性質）
- 4 第3要素（利用された部分の量と実質性）

¹ Authors Guild, Inc. v. Google Inc., 954 F. Supp. 2d 282(S.D.N.Y.2013)

² Authors Guild v. Google Inc., 954 F. Supp. 2d 283 (S.D.N.Y. 2013)

- 5 第4要素（原著作物の潜在的市場又は価値に与える影響）
- 6 その他の検討
- 7 結論

第4 まとめ

以 上